

## その請求…ちょっと待って！あわてて業者に連絡しない！払わない！

### 【架空請求の事例】

携帯電話に調査会社から、最終通告として「サイト運営会社から依頼されている。退会手続きをしていないので料金が発生している。放置すると身辺調査し法的手段をとる。退会処理希望の方は至急ご連絡ください。」とメールが届いた。利用した覚えはないがどうしたらいいだろうか。

### 【不当請求の事例】

スマートフォンで無料と思ってアダルト動画サイトに入り、年齢認証をクリックしたところ、いきなり「会員登録完了」と表示され、有料であることが分かった。そんなつもりはなかったため慌てて記載されていた業者の連絡先に電話したところ、「登録されているので払ってもらわないと困る。規約に書いてある。キャンペーン中のため今なら6万円だが、3日後には19万円になる。」と言われた。支払わないといけないうか。

### 【解説】

利用した覚えのないサイト利用料を請求する「架空請求」メールの相談や、契約が成立したように思わせて料金を請求する「不当請求」の相談が後を絶ちません。

「架空請求」のメールでは、「総合情報サイト利用料」「モバイルコンテンツ利用料」など具体的には何の利用料かわからないが、「裁判」「訴訟」「身辺調査」「法的措置」などの言葉を使って不安をあおり、退会手続きができると思わせて、連絡先としてURLや電話番号を記載しています。

「不当請求」でも、有料とは認識せず利用した消費者に「誤って登録してしまった方」や「退会処理はこちら」などと記載して、連絡を取るよう誘導しています。

身に覚えのない請求メールが届いたり、契約したつもりがないのに請求された場合は「大至急ご連絡ください」などと書かれていても、あわてて業者に連絡しないようにしましょう。

「架空請求」や「不当請求」の場合は、一方的に「登録した」「料金が発生している」と言われても、そもそも契約が有効に成立していないことがあります。

メールを返信したり電話をかけたことで、メールアドレスや電話番号を知られ、名前や住所を聞きだされたりして、さらに個人情報を業者に知らせることになります。新たな個人情報を知られると、今度は電話がかかってくるなど別の手段で請求してくることが予想されます。また、以前利用したサイトかと勘違いしたり、関わりたくないという思いから根拠のない請求に応じると、次々と請求される可能性もあります。

契約したかどうかわからない場合や、不安になった場合は、業者に連絡する前に消費生活センターに相談してください。